

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月30日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	26-36260-0056
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0802工事
質 問 事 項	
<p>1. 「休耕・作付け予定について」 施工工期が865日間と長期複数年度工事であるため、令和9年と令和10年の休耕・作付け予定をご教示お願い致します。</p> <p>2. 「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」 本工事は長期複数年度工事であり、工事内容には現在入手困難な塩化ビニル管が含まれております。資材価格の変動リスクが極めて大きいことが考えられるため、以下についてご教示お願い致します。</p> <p>(1) 国交省の直轄工事においては設計変更の対象になるようですが、本工事での対応はいかがでしょうか。</p> <p>(2) 塩化ビニル管の調達困難による工程遅延が生じた場合、工期延伸等の対応は可能でしょうか。</p> <p>3. 「出来高予定額について」 工1-1 別記1 特約条項 第3の2において、各会計年度出来高予定額が令和8～9年度で58%となっておりますが、工事時期を考慮すると$58\% \div 0.9 \approx 64\%$以上の出来高を令和9年度まで上げなければならず、工期を通じて平準的な進捗管理が困難となる可能性があります。変更は可能でしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>4. 「管水路工既存舗装部分の仮復旧について」 既存舗装部分に設置後、舗装の仮復旧が計上されておりますが、即日復旧を想定しているのでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>5. 「家屋調査等の必要について」 施工箇所一般住宅が隣接している箇所がありますが、家屋調査等の必要はありますでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p>6. 「道路規制について」 現道を規制し施工を行う部分については、終日通行止めにする事は可能でしょうか。ご教示お願い致します。</p>	

7. 「熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事について」

特記仕様書では熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領の対象工事となっておりますが、金抜設計書の熱中症対策補正（現場管理費）の補正がされておりません。熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領（農業農村整備事業）一部改正令和2年7月21日において記載されている方法により、補正は変更契約により行うものという理解でよろしいでしょうか。

回 答 事 項

1. 令和9年は支線道路第15号の南東側及び常磐自動車道の東側の範囲を休耕予定、令和10年は令和9年の休耕地以外を休耕予定としており、それ以外は作付けの予定としております。
2. (1) 福島県においても国土交通省と同様の対応となります。
2. (2) 塩化ビニル管の調達困難による工程遅延が生じた場合、福島県工事請負契約約款第18条に基づき協議の対象とします。
3. 出来高予定額については、工1-1 別記1 特約条項 第3の2に記載の請負代金額の2%以上及び56%以上の額となり、出来高予定額÷0.9ではありません。
なお、出来高予定額については変更協議に応じます。
4. 県道相馬浪江線については即日復旧となります。その他の路線については即日復旧とはなりません。
5. 建物事前調査は発注者において実施します。
6. 終日通行止めすることは可能ですが、住宅地への進入は確保してください。
7. お見込みのとおりです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。